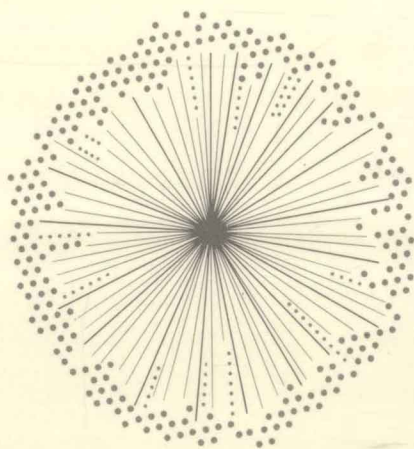


講座

日本の大学改革

[5] 大学の制度改革



〈編集委員〉

大沢 勝

尾形 憲

寺崎 昌男

浜林 正夫

山口 正之

青木書店

講座

日本の大学改革

[5] 大学の制度改革

〈編集委員〉

大沢 勝

尾形 憲

寺崎 昌男

浜林 正夫

山口 正之

青 木 書 店

編集委員

大 沢 勝 日本福祉大学教授
尾 形 憲 法政大学教授
寺 崎 昌 男 東京大学教授
浜 林 正 夫 一橋大学教授
山 口 正 之 立命館大学教授

本巻執筆者

尾 形 憲 法政大学教授，教育経済論
山 崎 真 秀 東京学芸大学教授，憲法・教育法
柳 達 雄 名古屋大学助教授，教育行政・制度
笹 川 紀 勝 北星学園大学教授，憲法・行政法
林 堅 太 郎 立命館大学助教授，現代産業論
保 田 芳 昭 関西大学教授，マーケティング論
黒 崎 勲 東京大学助手，教育行政
室 俊 司 立教大学教授，社会教育論
秦 安 雄 日本福祉大学教授，障害者福祉論
君 島 茂 平安女学院短期大学助教授，教育学・教育思想史
大 沢 勝 日本福祉大学教授，教育行政

ISBN4-250-82097-1

講座・日本の大学改革 第5巻

1983年1月20日 第1版第1刷印刷
1983年2月10日 第1版第1刷発行

定価 2000 円

編 集 委 員 大 沢 勝
代 表 山 根 襄
発 行 者

発 行 所 株式会社 青 木 書 店

東京都千代田区神田神保町1-60

振 替 口 座・東 京 8-36582

電 話・東 京 (292) 0481 (代表)

郵便番号 101

© M. Osawa. 1983

奥村印刷・高地製本

Printed in Japan

ISBN4-250-83001-2

目 次

序論 大学の制度改革の二つの途	尾形 憲	3
第一部 大学の管理・運営体制の改革		
I 大学の意思形成と大学の自治	山崎 真秀	19
はじめに		19
一 管理制度改革の視座と方法		24
二 「大学の自治」の主体形成——管理制度改革の課題と原則・1		28
三 大学管理機関の権限と責任——管理制度改革の課題と原則・2		34
四 今後の課題——むすびにかえて		38
II 私立大学の管理・運営体制の改革	尾形 憲	43
はじめに		43
一 私立学校法と理事会・評議員会		46
二 教授会および職員会議		49
三 教職員組合		54

四	学生の自治組織	56
五	その他の若干の問題点	59
1	全学体制と分権Ⅱ学部自治の復活	59
2	経理をふくむ学内の実態の公開	61
	おわりに	63
III	大学の自治と大学構成者論	67
	榊 達雄	
一	大学の自治と学生参加	67
1	大学の自治と学生の地位	67
2	学生参加の論理	69
3	大学の自治と学生の自治活動	72
二	大学の自治と大学教師の責務	74
1	管理運営の民主化と教師の地位	74
2	学生の教育を受ける権利と教師の任務	76
3	教育研究体制と教師の課題	78
三	大学の自治と大学職員の役割	79
1	大学における職員の地位	79
2	大学の自治と職員参加	81
3	大学の自治と職員の課題	84

むすび	86
-----	----

IV 大学の自治と大学法制論	91
----------------	----

——人権としての大学の自治——

一 大学の自治の学説	91
------------	----

1 通説Ⅱ沿革的解釈	91
------------	----

2 批判説Ⅱ人権的解釈	92
-------------	----

二 国立大学の管理運営と自治の課題	93
-------------------	----

1 国立大学の自治と対外的課題	93
-----------------	----

2 国立大学の自治と対内的課題	101
-----------------	-----

三 私立大学の自治と改革の課題	104
-----------------	-----

1 教育法体制と私立大学の位置	104
-----------------	-----

2 私立大学の自治と理事会	105
---------------	-----

3 私立大学教員の身分保障と教授会	107
-------------------	-----

むすびにかえて	109
---------	-----

第二部 大学の財政制度の改革

I 公財政と大学財政	117
------------	-----

はじめに——問題の所在	117
-------------	-----

林 堅 太 郎

一	大学の「大衆化」と教育費の拡大	121
二	七〇年代の大学財政	128
三	財政統制による競争組織化戦略に抗して	137
II	公費助成と私立大学	149
	はじめに	149
一	戦後私立大学の発展と矛盾	151
二	公費助成のあゆみと問題点	154
1	北海道による公費助成	154
2	国による公費助成	156
三	世界一高い日本の学費	162
1	学費問題と国庫助成運動	162
2	学費の国際比較	164
四	臨調路線と私立大学の危機	174
III	国民の教育費負担の原則と大学	179
	黒崎 勲	
一	問題の所在	179
二	一九七〇年代の教育財政政策理念の展開	180
三	伝統的無償教育論	183

四	新しい教育の機会均等の観念と補償教育政策	185
五	公正としての正義と大学財政	189

第三部 高等教育機会の組織と構造

I	勤労者の高等教育機会	201
---	------------	-----

——大学の夜間部および通信教育について——

	はじめに	201
--	------	-----

一	大学夜間部の現状と問題点	202
---	--------------	-----

二	大学通信教育の現状と問題点	210
---	---------------	-----

三	今後の改革について	214
---	-----------	-----

1	進学動向の変化	214
---	---------	-----

2	夜間部の改革	217
---	--------	-----

3	通信教育の改革	223
---	---------	-----

	おわりに	227
--	------	-----

II	生涯教育と大学	231
----	---------	-----

一	大学開放の新しい可能性	231
---	-------------	-----

二	成人の学習適性と社会人入学制度	235
---	-----------------	-----

三	生涯学習の権利と高等教育	240
---	--------------	-----

室 俊 司

四	住民の生涯学習と大学の役割	245
五	市民参加の大学教育	248
Ⅲ	障害者の高等教育機会	251
	はじめに	251
一	障害者の高等教育機会の現状	255
二	盲・聾・養護学校卒業生の低い大学進学	257
三	大学の受入れ体制	260
1	受験許可と入試制度の改善	260
2	入学試験実施上の特別配慮	261
3	入学後の勉学条件の改善・整備	264
	おわりに	269
Ⅳ	大学制度としての短期大学の課題	273
一	短期大学制度の歴史的展開	273
1	戦後大学改革の「鬼子」	274
2	大学大衆化の「受け皿」	277
3	高等教育「多様化」の先兵	281
二	短期大学の現状と課題	284

1	短期大学における研究	286
2	短期大学における教育	288
3	短期大学改革の前提	291
V	大学の将来計画策定の課題	295
一	学術体制改革への試論——提案Ⅰ	295
二	科学者養成と大学院の将来計画への試論——提案Ⅱ	299
1	科学者の社会的必要の増大	299
2	科学者「拡充」計画への問題提起	300
三	大学制度改革への試論——提案Ⅲ	307
1	大学大衆化への基盤整備の必要性	307
2	制度改革への問題提起	310
四	大学の将来計画策定上の課題——私立大学を中心として	316
1	将来計画策定の必要性	316
2	将来計画策定の主体的条件の形成	317
3	将来計画策定のフレーム・ワーク	319
	編者あとがき	325

大 沢 勝

第五卷

大学の制度改革

編集

大尾
沢形

勝憲

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めてください。

序論 大学の制度改革の二つの途

1

本講座の第一巻では、大学の理念と歴史に即した改革の方向が提示され、第二巻では主として一般教養教育、第三巻では専門教育、第四巻では学術研究について、それぞれの具体的改革が検討された。これらを通じて、本巻では、このような教育研究を保障する制度的枠組の改革がいろいろな角度からとりあげられる。

ひとくちに制度といっても、それは広狭さまざまな意味あいをもっている。大学それ自体が、中世以来、千年近い歴史のなかで多くの変容を受けながら、つくりあげられてきた一つの社会的制度である。そのなかでの国立・公立・私立といった設置者区分、四年とか六年とかの年限や、これとかかわりながら一応名称として大学と区別されている大学院や短大、学習形態では一部・二部・三部・通信教育の別などといったことも大学の制度であれば、物的基盤としての財政制度や私立大学のばあいとくに重要な意義をもつ公費助成制度もそうである。管理・運営については、国・公・私立ごとに異なるさまざまな制度があるが、それらを貫く共通の原理として、長い歴史のなかで確立された大学の自治がある。さらに、一般教育とか

専門教育とかの区分やそのなかでのカリキュラム、その背後にある大学設置基準、入試制度なども、大学の制度のさまざまな局面やその具体化にはかならない。

大学にかかわるこのような諸制度のうち、最後の部分については、これまでの巻で立ち入った検討がなくなわれた。そのほかの個々については、本巻の以下の各章がそれぞれ改革の現状と問題点、さらには今後の方向などを明らかにしている。したがってここでは、第一巻の「序論」と対応させながら、総体として、大学の制度改革の意義とその限界とでもいうべきものをふりかえってみることにする。

2

戦後日本の文教政策の推移を見れば、一九五〇年代までの重点は高校以前の段階にあったが、六〇年代から七〇年代にかけては、一転して大学段階に重点が向けられるようになる。⁽¹⁾八〇年代にはいつてからは、とくにダブル選挙の圧勝を受けて、教育基本法や六・三・三・四制の見直しといった基本的な問題をふくめ、教育の全般にわたる再検討が叫ばれはじめた。政府・与党から臨時行政調査会にいたるさまざまな高等教育改革案も、そうしたなかでだされたものである。

こうした流れのなかで、とくに大学改革がいずれの側からも声高に論議されるようになった大学「紛争」以後のこの十数年のあいだに、政府の手によって実現した大学「改革」の大きな柱の一つが筑波大学であり、実現の緒についている他の一つが放送大学である。私見によれば、これらはその本質において歴史の流れに逆行するものであるが、一方、さまざまな前進的な側面ももっている。たとえば放送大学のばあい、「生涯教育」あるいは「生涯学習」は、それ自体としては今後の大学改革の理念の一つであり、世

界の趨勢でもある。

このように、表面的には前進的と見えながら、その内実では体制維持ないし歴史逆行という事例は、とくに国家独占資本主義の現段階に数多く見られる特徴といつてよい。たとえば、労働者が自らの生活を守るために要求する社会保障も、いったん制度として国家の手のなかに包摂されるや、それはケインズ流のスペンディング・ポリシーの重要な一環として、資本主義体制の支柱となる。このようにして、革新政党も保守政党も、その意図するところはまったく相反しながら、政策のある部分については外見上は完全に一致するというこゝともしばしば見られるようになる。

したがって、表面的にはまったく同一な大学改革も、その内実を深く立ち入ってみれば、それらがまったく相反する意義をもつものとなることも少なくない。⁽²⁾この点を立ち入って検討してみよう。

⁽³⁾一九六八年から六九年にかけての大学「紛争」のなかで、なににもましてきびしく問われたのは「大学とはなにか」ということであつた。大学の理念については、さきにも述べたように、本講座の第一巻、とくにその序論で詳細に展開されている。筆者はここであらためて、かのポローニアやパリの *universitas* にはじまり、近代大学のパターンとしてのベルリン大学から K・カーのいう *multiversity* にいたる大学の歴史を跡づけようとは思わない。またそうした諸大学のなかからある一つを取り出し、これこそが超歴史・本来的な「大学」であり、現状の分析や改革に万能な尺度であると主張するなどということもしない。そうしたことは、およそ場違いであり、筆者はその任でもない。それにもかかわらず、右に見たように、制度的な大学改革がその内実に入り込んだとき、まったく相対立する歴史的意義のものとなりうる現

実にあっては、私たちが大学のいわば「原点」ともいうべきものを再確認しておくことは、許されることであり、むしろ必要不可欠なことであろう。

私たちは、中世以来今日までの大学の歴史を跡づけるなかで、大学についての一定のイメージを形成することができるとは、それは過去の歴史の具体のなかからの抽象という静的な意味のものとしてだけでなく、さまざまな生産様式をこえて人類の歴史をおし進める動的なものとして形成される。こうした大学の「原点」——*Ur-universität*とも名づけられよう——は、むしろ制度化された「大学」ではない。制度としての「大学」は、すでにさまざまな変容を受けており、中世の大学さえその例外ではない。そうした「原点」として、私たちは大学を「知的文化遺産の創造と継承のための人間集団」としてよいであろう。⁽⁴⁾

創造という作業は、現存するものを基礎としながらたえざるその否定を媒介とする。「あらゆるものは疑いうる」(マルクス)。したがって、不断の自由な相互批判を拒絶するところに大学はない。イデオロギ一的にせよ、なんにせよ、一色に染め上げられ、一定の教義が排他的にまかり通るところに、大学はない。一義性でなく多様性こそが——くりかえしているまでもなくそのなかでの相互批判を前提として——大学を大学たらしめるのであり、成員の各自が自己の「真理」を相対化しつつ他への寛容性をもつところに大学はある。

ところで、こうした大学は、一面では知的文化遺産の創造⁽¹⁾研究を根底にすえながら、それだけを目的とする研究者集団ないし研究所とは異なる。他方それはまた、たんなる知的文化遺産の継承⁽²⁾(狭義の)教育を目ざす人間集団あるいは普通に考えられる「学校」⁽⁵⁾とも区別される。それは知的な専門家(「教師」と知的なアマチュア(「学生」との集団である。このばあい、学問の前には両者は等質であって、そ

の差は量的なものにすぎず、教える者もまた教えられるという事実はあるながら、一方両者には明瞭な差異もある。

後者は必ずしも前者の後継者というものではないばかりか、むしろそうでないばかりが多く、そうしたアマチュアの集団ということにこそ、学生の相対的に独自の存在意義がある。今日の大学ではもちろんのこと、中世でも、ボローニアやパリの集まってきたのは、おおかたはじめから真理探求を目ざす好学者の徒ではなかったのである。封建的な身分制度のなかでは、法曹、神職および医師が立身出世の途として開かれていたが、彼らはこうしたものを目ざす農家の二、三男などであった。しかしながら、彼らは、イルネリウスやアベラールの新しい学問、「現存するものへの仮借ない批判」に触発され、ここにそうしたものとしての学問創造に協働する先輩後輩、人間集団が形成されることになる。彼らのほとんどは、目的とした学業を終えれば、その師の許を去り、さらに自らの「専門的労働力」形成のため必要な他の師を訪れるわけで、今日と同様就職を目的としながらも、そこにはまだ試験とか単位とか、卒業証書といった夾雑物はいってこない。こうした人たちの集団が *universitas* であった。

しばしば大学の「研究機関」と「教育機関」への分離が主張される今日、知的文化遺産の創造において知的アマチュア学生がどのような役割をはたすかは、あらためて確認されねばならない。第一にそれは、なまじ「専門」のなかに没入して、いわば「木を見て森を見ない」状況になっていないゆえに、かえって率直な、しかししばしば根底的な疑問を提起して教師を戸惑わせる。形式論理的明快さを必ずしも持たない社会科学などでは、こうしたことはかなり多いと思われる。このような疑問の提起は、教師に自らは解決ずみとしていた問題を再点検させ、間接的なかたちで学生を研究に参加させることになる。